

令和6年度

まちづくり懇談会



* 主催 名寄市町内会連合会 *

名寄市町内会連合会主催
令和6年度 「まちづくり懇談会」 次第

1. 開 会

2. 主催者挨拶 名寄市町内会連合会会長 猿 谷 繁 明

3. 市長挨拶 名 寄 市 長 加 藤 剛 士 様

4. 市からのお知らせ

○令和5年度 名寄市の台所事情【資料1】

5. 意見交換

6. 閉 会

【開催日程】

月 日	会 場
11月25日(月) 13:30～	智恵文多目的研修センター 2階：大集会室
11月25日(月) 18:30～	総合福祉センター 1階：多目的ホール
11月27日(水) 18:30～	名寄市役所風連庁舎 3階：大会議室

【まちづくり懇談会 出席者名簿】

○名寄市

役 職	氏 名
市長	加藤 剛士
副市長	橋本 正道
教育長	岸 小夜子
総務部長	木村 睦
総合政策部長	石橋 毅
市民部長	松田 慎司
健康福祉部長	馬場 義人
経済部長	山田 裕治
建設水道部長	東 聡男
教育部長	伊藤 慈生
市立総合病院事務部長	佐々木 紀幸
市立大学事務局長	水間 剛
こども・高齢者支援室長	田畑 次郎
産業振興室長	櫻田 孝臣
上下水道室長	佐藤 美香
消防署長	谷口 直寿

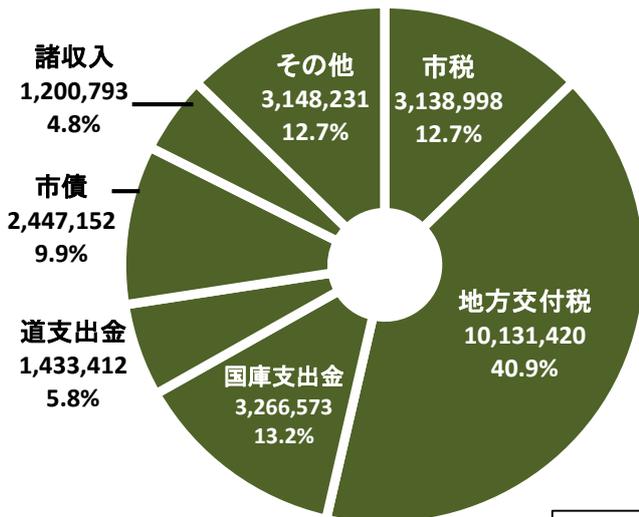
○名寄市町内会連合会

役 職	氏 名
会長	猿谷 繁明
副会長	蓮宗 孝
副会長	吉川 明男
副会長	俵 正次
副会長	久保 和幸

令和5年度 名寄市の台所事情

① 一般会計の収入額 247億6,657万9千円

〈収入の説明〉



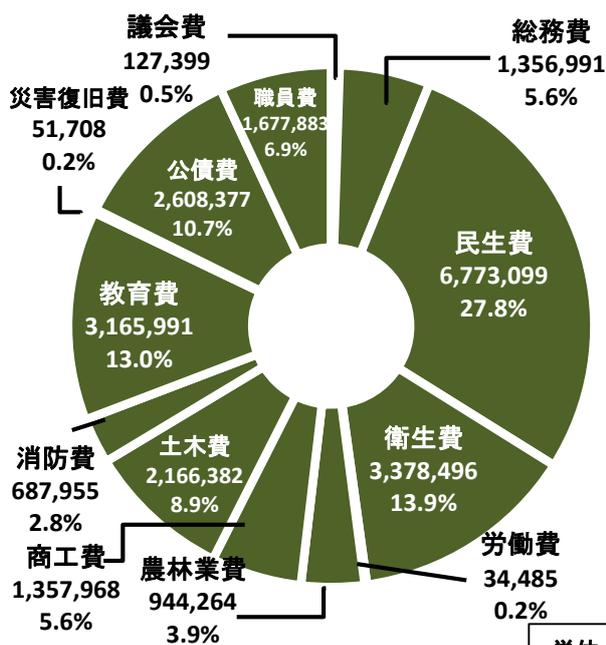
単位:千円

- 市税は、市民税・固定資産税・軽自動車税など市が集めた税で、一般会計の収入全体の12.7%を占めています。
- 名寄市が収入を自ら確保できる市税・使用料手数料などの自主財源の割合は25.6%で、地方交付税、国・道支出金、市債などに依存する財源の割合が74.4%となっています。
- 地方交付税は、所得税・法人税・酒税・消費税など国が集めた税を財源不足の調整を図るため、都道府県・市町村に対し毎年交付されています。収入全体の40.9%を占めています。

- 市債は公共施設整備の財源となる長期の借金ですが、収入として計上され、施設等の耐用年数に応じて長期間にわたって返済しますので、借り過ぎず後年度の市民に大きな負担を残さないよう、計画的な借入れが必要となります。

② 一般会計の支出額 243億3,099万8千円

〈支出の説明〉



単位:千円

- 民生費は、高齢者や障がい者、児童への福祉サービスや、保育所の運営等に要する経費です。
- 衛生費は、市立病院への繰出や各種予防接種、墓地、霊園やごみ収集等に要する経費です。
- 土木費は、道路、河川、公園、市営住宅の管理、整備のほか市道の除排雪等に要する経費です。
- 公債費は、過去に借入れした市債の元利償還金と一時借入金の利子を返済する経費です。

①収入 247億6,657万9千円 — ②支出 243億3,099万8千円

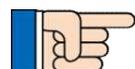
= 差し引き 4億3,558万1千円 の黒字?

収入と支出だけと比較すると黒字に見えますが……

①収入	247億6,657万9千円	
②支出	243億3,099万8千円	
③翌年度繰越一般財源	8,483万2千円	
④実質収支(①-②-③)	3億5,074万9千円	の 黒字
⑤前年度実質収支	3億5,023万9千円	
⑥財政調整基金積立・取崩額	1億1,058万6千円	
⑦実質単年度収支(④-⑤+⑥)	1億1,109万6千円	の 黒字
⑧その他基金等積立・取崩額	▲9億3,324万6千円	
その他基金等を加味した 実質単年度収支(⑦+⑧)	8億2,215万2千円	の 赤字



- 実質収支は、その年度に属する収入と支出の実質的な差額です。
- 実質単年度収支は、実質収支から前年度までの収支の累積額のほか、財政調整基金への積立、取崩額といった実質的な黒字・赤字要素を差し引きした、その年度のみの実質的な収支です。
- その他基金等を加味した実質単年度収支は、実質単年度収支から財政調整基金以外の基金等への積立、取崩額といった実質的な黒字・赤字要素を差し引きした、その年度のみの実質的な収支です。



基金(貯金)を取り崩して事業を実施している状態です。

名寄市の財政的な課題

1) 老朽化が進む公共施設

名寄市の公共施設の多くは1970年代に整備され、これらの施設の老朽化が進んでいます。

将来の人口減少や人口構造の変化を鑑みますと、これら施設を今まで通りの規模で建て替えることは困難であり、令和17年度までに、保有する公共施設の総延床面積を13%縮減する目標を建てており、公共施設の改築・複合化・長寿命化などを進めていかなければなりません。

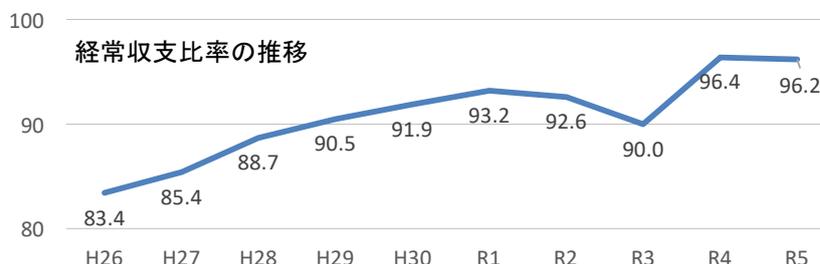
主な老朽化施設	建設年度
名寄市児童センター(体育館)	S42年
名寄庁舎	S43年
市立図書館	S45年
スポーツセンター	S49年
東保育所	S53年
風連庁舎	S55年

2) 硬直化が進む財政運営

地方公共団体の財政状況を示す指標の一つに、『経常収支比率』という指標があります。

この比率が高いほど(100%に近づくほど)、新たな行政需要に対応できる余地が少ないことを示しており、名寄市の財政は、硬直化が進んでいる状況です。

安全安心な暮らしを維持するためには、将来に渡る健全な財政運営の維持が不可欠であり、真に必要な事業を実施していくためには、既存事業の見直しを図り、これまで以上にメリハリのある事業選択をしていかなければなりません。



区 分			歳入決算額	歳出決算額	差 引 額
一 般 会 計			24,766,579千円	24,330,998千円	435,581千円
特 別 会 計	国 保	保 険 事 業 勘 定	2,661,822千円	2,641,185千円	20,637千円
		直 診 勘 定	200,205千円	200,205千円	—
	介 護	保 険 事 業 勘 定	2,957,913千円	2,814,053千円	143,860千円
		サ-ビス事業勘定・名寄	364,013千円	364,013千円	—
		サ-ビス事業勘定・風連	211,039千円	211,039千円	—
	食 肉 セ ン タ - 事 業	食 肉 セ ン タ - 事 業	160,978千円	160,978千円	—
		後 期 高 齢 者 医 療	464,178千円	464,178千円	—
		市 立 大 学	1,732,973千円	1,732,973千円	—
		計	8,753,121千円	8,588,624千円	164,497千円
企 業 会 計	病 院 事 業 会 計	10,131,681千円	10,563,542千円	/	
	水 道 事 業 会 計	652,288千円	699,954千円		
	下 水 道 事 業 会 計	1,171,884千円	1,125,544千円		

- ※ 決算の剰余金について、国民健康保険会計、介護保険会計とも全額を令和6年度に繰り越し致しました。
これ以外の特別会計は一般会計との調整で収支が一致しています。
※ 企業会計の決算額に消費税は含まれません。

一般会計とは

市の財政は、一般会計、特別会計、企業会計からなっており、一般会計は土木費や教育費など、行政運営の基本となる会計のことをいいます。

特別会計とは

特定の事業やサービスを提供するために、利用者からいただいた保険料や使用料などを財源として事業を運営するために設けられた会計のことをいいます。

企業会計とは

自ら事業を行い、その事業で得た財源で運営する、民間企業と同様の経理をする会計のことをいいます。

名寄市の基金(貯金)・市債(借金)の状況

基金(貯金)の名称	主な目的	令和4年度末残高	令和5年度末残高
財 政 調 整 基 金	財政の健全な運営のため	25億1,577万5千円	28億636万1千円
減 債 基 金	借金の返済に充てるため	23億7,296万1千円	20億3,691万6千円
公 共 施 設 整 備 基 金	公共施設の改修や整備のため	12億2,458万5千円	9億4,637万8千円
合 併 特 例 振 興 基 金	合併に伴う地域振興のため	11億6,160万円	9億6,226万円
上記の基金のほか 19基金		31億1,819万4千円	30億9,453万6千円
合 計		103億9,311万5千円	98億4,645万1千円

市債(借金)の会計区分	令和4年度末残高	令和5年度末残高	差額
一 般 会 計	220億9,860万6千円	220億1,565万2千円	△8,295万4千円
国民健康保険(直診勘定)	3,454万2千円	2,698万3千円	△755万9千円
介護保険(サ-ビス事業)	9,206万円	9,730万円	+524万円
食 肉 セ ン タ - 事 業	5億2,870万2千円	5億3,106万8千円	+236万6千円
市 立 大 学	31億5,122万3千円	29億4,910万9千円	△2億211万4千円
病 院 事 業	38億1,713万3千円	40億6,154万5千円	+2億4,441万2千円
水 道 事 業	35億7,163万円	34億9,933万6千円	△7,229万4千円
下 水 道 事 業	36億1,157万3千円	33億9,095万6千円	△2億2,061万7千円
合 計	369億546万9千円	365億7,194万9千円	△3億3,352万円

令和5年度決算に基づく4つの健全化判断比率の算定結果

名寄市は、4つの指標いずれについても、早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

①実質赤字比率

- ▶早期健全化基準 12.96
- ▶財政再生基準 20.00

一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

家計で言いかえると、年収に占める年間の赤字の割合を示したものです。

▶名寄市は赤字がありません。

③実質公債費比率

- ▶早期健全化基準 25.0
- ▶財政再生基準 35.0

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す3年間の平均比率です。

家計で言いかえると、年収に占める年間の借金返済額の割合を示したものです。

▶名寄市は9.9%でした。

道内 21/35市（速報値）

財政早期再生健全化基準は基準はツはいカワードるにイエローカードに、

②連結実質赤字比率

- ▶早期健全化基準 17.96
- ▶財政再生基準 30.00

名寄市の全会計の赤字や黒字を合算し、市としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

▶名寄市は赤字がありません。

④将来負担比率

- ▶早期健全化基準 350.0
- ▶財政再生基準 —

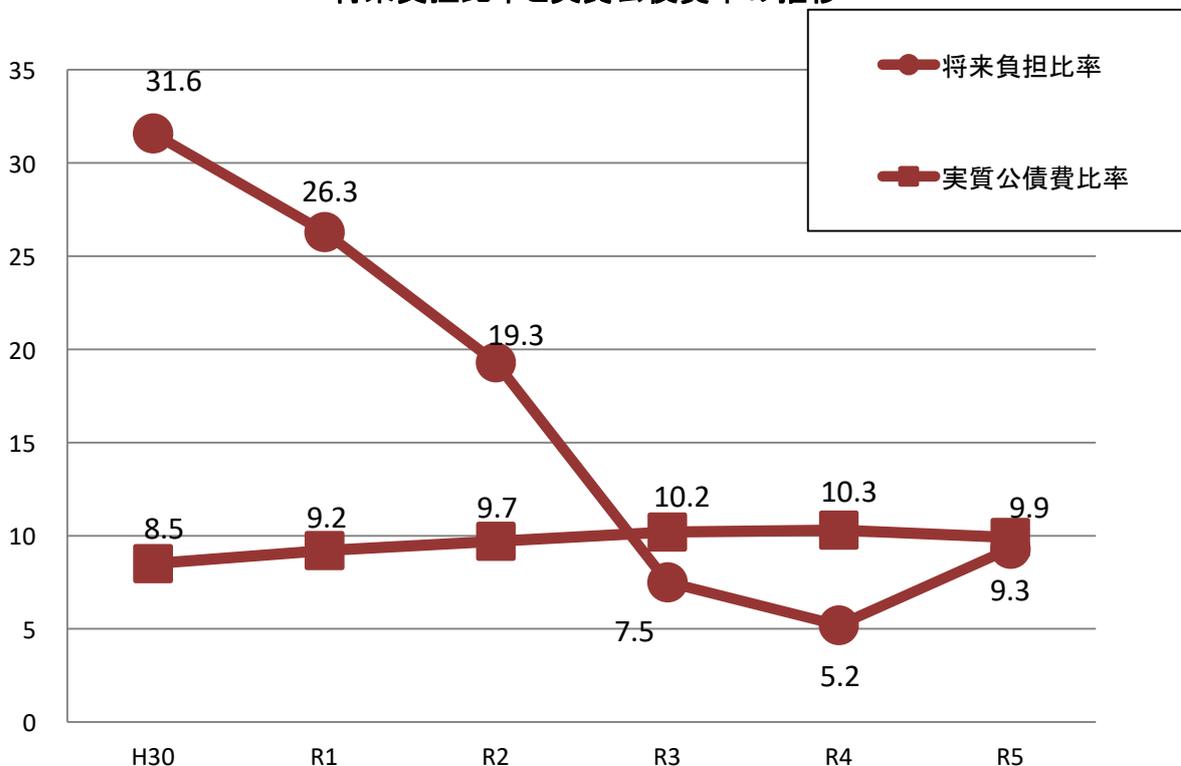
名寄市の普通会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度で指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

家計で言いかえると、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合です。

▶名寄市は9.3%でした。

道内 10/35市（速報値）

将来負担比率と実質公債費率の推移



令和6年度まちづくり懇談会「地域からの要望・意見・質問事項」一覧

【旭東区】

- ①東病院移転について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- ②オールシーズンプールについて・・・・・・・・・・ P 8
- ③ことぶき公園の遊具の増設について・・・・・・・・ P 8
- ④市道東5条通りの完全舗装について・・・・・・・・ P 9
- ⑤高齢者・障がい者等々が安心して暮らせる名寄市を・・ P 9

【弥生】

- ①冬期除雪について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- ②夏の災害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

【徳田区】

- ①道々538号の街路灯の間引き点灯を全点灯に・・ P10
- ②16線東9号に横断歩道の設置を・・・・・・・・・・ P11

【新大町】

- ①空き家及び廃墟対策について・・・・・・・・・・ P11

旭東区町内会

① 東病院移転について

東病院が移転した際は、早急に古い病院を解体していただきたい。

【回 答】市立病院 事務部

名寄東病院については、現在、市内中心部の吉田病院北側駐車場を候補地として、新たな病院の建設を検討しているところです。

現在は基本構想・基本計画を策定中であり、移転・建替え後の現東病院の方向性についてはまだ決まっておりません。

今後、移転・建替えが決まりましたら方向性を検討することとなりますが、市の財政状況、他の公共施設の整備・改修・解体等の状況を考慮しながら、計画的に事業を進めていくこととなります。

② オールシーズンプールについて

ゴミ焼却炉の排熱を利用してオールシーズン利用可能なプールを造っていただきたい。
(温水プール)

【回 答】市民部 廃棄物対策担当・総合政策部 スポーツ合宿推進課

国内には、ごみの焼却による排熱を利用し、温水プールを設置している自治体もあることは承知していますが、現在、令和9年4月の稼働開始に向けて整備を進めている次期中間処理施設は、焼却能力が30トン（16時間）であり、ごみの焼却に伴う余熱は他施設で利用できる熱量ではないことから、敷地内の搬入路のロードヒーティング、施設内の暖房・給湯として有効利用することとしていますので、ご理解ください。

スポーツ合宿推進課では、現時点で温水プール新設の計画はありませんが、今後市民のプール利用が増加傾向が続き、同様の要望の声が広がれば検討する可能性はあると考えています。

③ ことぶき公園の遊具の増設について

当町内会には東児童クラブ及び東保育所があり、児童・保育所の子供たちが公園を利用しています。遊具が少ないため、順番待ちをしていることが多くみられます。

【回 答】建設水道部 都市整備課

本市ではこの間、公園施設長寿命化計画に基づいた公園施設の更新を行ってきておりますが、令和3年に遊具の更新を完了しました。

現在は、緊急性が高く老朽化の著しい遊具以外の公園施設を更新し、安全安心な環境整備を優先していることから、早急な遊具の増設については難しいと考えておりますので、ご理解願います。

④ 市道東5条通りの完全舗装について

市道東5条南2丁目～国道239号までの間の完全舗装について再度要望します。

以前は要望しても予定なしとの回答でしたが、せめて後何年度（令和〇年度）の工事になるなど具体的な回答をお願いします。

【回 答】建設水道部 都市整備課

市道整備のご要望は多くの町内会からいただいております、ご要望の路線の早急な舗装化は難しいと考えており、当面は維持補修での対応となります。

また、具体的な整備年次については、現在本市で活用している国からの交付金の配当などにより整備計画が大きく変動することから、確実に実施が可能となった段階でお知らせさせていただきますことに、ご理解願います。

⑤ 高齢者・障がい者等々が安心して暮らせる名寄市を

少子高齢化が近年著しく迫る時代になり、高齢者・障がい者等々で車の免許なしの皆様方が生活上、様々な不自由な生活を営んでいると思います。

特に、障がい者・高齢者が通院・買い物等の移動手段に公共交通（市内バス）を利用していることですが、以上の方々は市営住宅（緑丘、栄町、北斗団地）に居住し、バスの運転手不足に至って減便も想定できません。公共交通に頼らない名寄市の中期・長期の計画に市内中心部に障がい者・高齢者・免許証を持たない方々専用の市営住宅の要望、また、JR宿舎の買い上げでワンコインで中心部へ移動可能な施策を！

【回 答】健康福祉部 高齢者支援課・健康福祉部 社会福祉課

名寄市では、今後見込まれる人口減少等の社会情勢を見据え、新たな市営住宅の建設計画や民間住宅施設等を取得する予定はありませんが、高齢者の住まいにつきましては、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の生活に配慮した設備仕様が施され生活援助員を配置した公営住宅をシルバーハウジング（市営緑丘第1団地・東光団地、道営マーガレットヴィラ）として整備しています。また、市内においては民間活力による住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が整備されてきているほか、ケアハウス（軽費老人ホーム）も運営されています。

また、障がい者につきましては、社会福祉法人等により市内23ヶ所に共同生活援助（グループホーム）が市も一部補助を行い設置されており、日常生活の支援を受けながら自立した生活を送ることができる環境を整備しています。

それぞれ一定数は市街地に立地しており、生活の利便性に配慮した住まいの確保に努めているところです。

こうした取組に加え、街なかでの居住環境の向上に向けた検討やAIを活用したオンデマンド交通の導入と名寄の利便性向上などの公共交通の最適化を図りながら、引き続き高齢者・障がい者にとって住みやすい名寄市となるよう努めてまいります。

弥生町内会

① 冬期除雪について

街中も大事でしょうが田舎は孤立につながり生活に支障をきたす事態もあります。早めの除雪をお願いします。

【回 答】建設水道部 都市整備課

名寄地区の除雪については午前0時頃からパトロールを行い、午前2時頃までに出動し、通学路は午前7時30分、一般道路は午前8時頃を目安に完了しています。

早めの除雪を行うことについては、除雪車両台数や運転手の人数に限りがあることから難しいと考えておりますので、ご理解願います。

なお、日中の吹きだまり等で車両の通行に支障が出る場合は、今後も引き続き対応してまいります。

② 夏の災害について

年々川底が浅くなり、大雨などで水位が上昇したときには畑に水がつき、また護岸も崩れるなどの災害に結びついています。

対応をお願いいたします。

【回 答】建設水道部 都市整備課

ご要望がありました初茶志内川については、現地にて、護岸崩れと土砂堆積による河川の流れが阻害されている状況を確認しました。

次年度以降の河川改修事業において、河道が確保できるよう検討してまいります。

徳田区町内会

① 道々538号の街路灯の間引き点灯を全点灯に

自家用車を持たない世帯、又老人の歩行の際、買い物に自転車を使用する方々から危険を感じる人が多いので、街路灯全点灯を道のほうに事情の申し立てをお願いいたします。(なお、全点灯は日没から22時までで結構です)

【回 答】建設水道部 都市整備課

北海道が管理する道道538号について、北海道に確認したところ、旭名寄線と名寄停車場線(スタンド前)の交差点から徳田通までの照明については11月5日より全点灯させるとのことでした。

また、徳田通から名寄高校までの区間については、令和6年度事業として、現在LED化工事を行っており、工事完了予定の令和7年3月からは全点灯とする旨の回答がありました。

② 16線東9号に横断歩道の設置を

国道40号新名寄橋南側には16線道路が東西にあります。特に橋より西側の豊栄川沿いに歩道があり、南小児童の利用の経路になっていますが、東側からではないと歩道には行けません。非常に危険です。昨今の車の通行量は並ではありません。

【回 答】市民部 環境生活課・建設水道部 都市整備課

16線の横断歩道の設置に関しては、過去にも同じ内容の要望があった際に名寄警察署を通じて公安委員会に要望をしています。ですが、該当箇所は道路の幅が狭く横断歩道の設置基準を満たしていないことから設置は困難だという回答でした。

そのため、注意喚起の看板設置や、制限速度を下げるなどの対策を行ってきています。

車両の通行量が増えていることも、承知しておりますので、交通事故が起きないように引き続き注意喚起を行い、登下校時には交通安全教育指導員による見守りも引き続き行っていきます。

新大町町内会

① 空き家及び廃墟対策について

町内会会員の高齢化に伴い、独居老人世帯が増加し病気、体調不良による長期入院や施設入居により空き家になり町内会からの脱会も増加しております。親族等が空き家の管理を行っているところもありますが、空き家から数十年も経過し廃墟化している住宅が新生町地区にあり、防犯及び景観をみだすなど近隣住民からの苦情もあることから、早急に対策をとっていただくよう、要望いたします。

また、空き家対策は市として考えているのかお聞きしたい。

【回 答】市民部 環境生活課

市としての空き家対策については、周囲に危険や不快な状況を及ぼしている家屋についての調査実施と所有者への対策を求める働きかけや情報提供を中心に実施しております。

一方、管理不全の空き家が増加することのないよう、未然防止への啓発や適正管理に必要な制度の周知などを行い、管理不全空き家を発生させないことを重視した未然防止対策を進めております。

荒廃した空き家については、持ち主に連絡を取り適正な管理を求めておりますが、早急に対応いただけるケースは少なく、解決に時間を要するものが大半であることから苦慮しておりますが、市としても状況に応じた対応策を試みながら実施しております。周囲に危険を及ぼす緊急性の高いものについては、応急措置を警察や消防、市によって実施し所有者に改善を求めております。

空き家は個人の財産であることから所有者との話し合いにより、活用の見込みのない危険な空き家は解体を進めていただくことが第一ですが、話し合いに応じてもらえない、連絡がとれないなどのケースについては弁護士などを交え、解決策を検討し対策を進めるなど、専門知識を有する資格者と共にケースごとに可能な対応策の検討を行っております。

また、国においても空き家対策は喫緊の課題であり、法整備や支援策が逐次進められている状況にあり、個々の事例に応じた対応を継続的に進めてまいります。

地域の皆様にも解決の糸口となる情報提供やご協力などお力添えをいただけますと対応が進めやすくなるため、引き続き取り組みに対してのご理解をお願い申し上げます。

楽しい活動盛りだくさん！！
みんなで住みやすいまちをつくるために！

町内会に加入しよう！



ふれあい活動

地域のお祭りや親睦会、子ども会、敬老会など、住民の皆さまのふれあいの場を作っています。



安全・安心の地域づくり

災害に備えた防災訓練や、犯罪を起こさないための防犯パトロールなど、地域の安全・安心のための活動を行っています。



市などからの情報の回覧

市広報の配布やその他行政機関からのお知らせ、催しの情報などの回覧・掲示を行っています。



きれいな環境づくり

地域での清掃活動やごみの減量に向けた取り組みなど、清潔で快適なまちづくりのための活動を行っています。



加入方法



左記フォームをスマートフォン等で読み込むと、町内会加入申込みができます。その他の加入方法を希望される方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。



問い合わせ

名寄市役所総合政策部地域課題担当内

メール ny-sousei@city.nayoro.lg.jp

名寄市町内会連合会事務局

TEL 01654-3-2111(内線3311)